

大和市教育委員会告示第6号

放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱

放課後寺子屋やまと事業実施要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「のうち、原則として第4学年から第6学年までの児童」を削る。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。